政　令

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法附則第五条の規定に限る。）の施行期日は平成二十四年五月十八日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年十一月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十三号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第二項中「並びに第百五十六条の五十八」を「、第百五十六条の五十八並びに第百五十六条の八十」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第二条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「ケまで」を「フまで」に改め、同項中第四十八号を第四十九号とし、第四十号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

四十　取引情報蓄積機関の監督に関すること。

第二条第二項中「第三十九号まで」を「第四十号まで」に、「同項第四十号及び第四十三号」を「同項第四十一号及び第四十四号」に、「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改める。

第三条第二号中「及び第百五十六条の五十八」を「、第百五十六条の五十八及び第百五十六条の八十」に改める。

第十二条第一項第十一号を次のように改める。

十一　取引情報蓄積機関の監督に関すること。

第十二条第一項第十二号中「外国市場デリバティブ取引」を「有価証券の売買又はデリバティブ取引」に改め、同条第二項中「第十号まで」を「第十一号まで」に改める。

（金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三条　金融庁設置法第四条第三号オに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第三号オ」を「第四条第三号ク」に改める。

附　則

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦